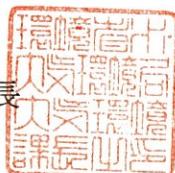




環水大大発第 120913003 号
平成 24 年 9 月 13 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{政 令 市} \end{array} \right\}$ 大気環境主管部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき感謝申し上げます。
環境省では「石綿含有断熱材を使用した煙突（工作物）の解体等作業における石綿の飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成 24 年 7 月 24 日付け環水大大発第 120724004 号）により煙突の解体等作業における石綿飛散防止対策について依頼したところです。

今般、国土交通省が実施した平成 23 年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」における測定の結果、煙突内の石綿含有建材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、その隣の屋内の機械室でも比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされました。この結果を踏まえ厚生労働省から、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成 24 年 9 月 13 日付け基安化発 0913 第 1 号）について別添 1 のとおり通知が出されました。

貴職におかれましては、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の立ち入り検査等に併せて、一般大気への石綿飛散防止の観点から、煙突内部の断熱材の劣化状況の確認及び厚生労働省通達（別添 1）の留意事項について関係事業者等へ周知していただくようお願いいたします。

基安化発0913第1号
平成24年9月13日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

石綿を含有する断熱材を使用した煙突の解体工事については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成24年5月9日付け厚生労働大臣公表）に基づく指導を、また、石綿を含有する断熱材を使用した煙突の清掃等作業については平成24年7月31日付け基安化発0731第1号により必要な石綿ばく露防止対策が取られるよう指導いただいているところである。

今般、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされている。今般の国土交通省の事業結果を踏まえ、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第10条に準じた措置を講ずるよう、関係事業者等に対し、下記事項に留意の上、指導されたい。

なお、別添のとおり、関係団体に通知を発出したので了知されたい。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの飛散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれがある場合は、石綿障害予防規則第10条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 石綿含有断熱材を使用した煙突内の清掃等作業を行う場合は、平成24年7月31日付け基安化発0731第1号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」に留意の上、必要な石綿ばく露防止対策を講ずること。

(別添)

基安化発0913第2号
平成24年9月13日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿纖維の飛散が確認されたとの報告がなされているところです。

石綿障害予防規則第10条では、吹き付け石綿等の劣化等による石綿の飛散については、除去等の措置を講ずることとされていますが、煙突内の石綿含有断熱材の劣化による石綿の飛散については、措置の対象とはされておりません。

今般の国土交通省の調査結果を踏まえ、たとえ少量であっても煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれがある場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第10条に準じた措置を講ずるようお願いします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれがある場合は、石綿障害予防規則第10条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 石綿含有断熱材を使用した煙突内部の清掃等作業を行う場合は、平成24年7月31日付け基安化発0731第2号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」に留意の上、必要な石綿ばく露防止対策を講ずること。

別記関係団体

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
社団法人 日本作業環境測定協会
一般社団法人 日本環境測定分析協会
公益社団法人 日本保安用品協会
公益社団法人 産業安全技術協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
公益社団法人 日本保安用品協会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
社団法人 全国労働基準関係団体連合会
日本アスベスト調査診断協会
社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
社団法人 全国解体工事業団体連合会
社団法人 建設産業専門団体連合会
一般社団法人 J A T I 協会
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
社団法人 日本ビルディング協会連合会
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
全国アスベスト適正処理協議会
建設廃棄物協同組合

社団法人日本ボイラ協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
社団法人日本ボイラ整備据付協会
日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会
一般社団法人 不動産協会
社団法人 全日本不動産協会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 全日本建築士会

平成 24 年 7 月 31 日
基安化発 0731 第 1 号

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について

煙突の解体工事については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 24 年 5 月 9 日付け厚生労働大臣公示）に基づき指導いただいているところである。今般、環境省が実施している東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査において、煙突の解体工事現場の 2 件で、前室及び排気口で通常の一般環境より高い濃度のアスベストが検出されるという事案が発生したところである。隔離室で十分な負圧がとれていなかつたこと等が原因と推定されているが、引き続き、石綿則等の指導の徹底をお願いする。

一方、現在使用されている煙突内についても、石綿含有断熱材等が使用されている場合があり、当該材が劣化し、その破片が煙突下部に落下している場合もあると考えられる。煙突の清掃作業等においてこれらの石綿を含有する破片等を取り扱う場合は、石綿則の適用があり、呼吸用保護具等の措置を確実に実施することとともに、その処分に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく措置等必要な措置を講ずる必要がある。よって、事業者が労働者にこれら煙突の掃除等作業を行わせる場合には労働者の健康被害防止のため、下記 1 に留意の上、清掃等作業において取り扱う破片等の石綿の含有の有無の確認を指導するとともに、これら破片等の石綿の含有が明らかとなった際は、下記の 2 及び 3 に記載したとおり石綿則等に基づく措置を徹底されたい。

なお、別添のとおり、ボイラー関連団体を中心として、関係団体に注意喚起を行ったので、了知されたい。

記

- 1 石綿則の適用となる作業かどうか確認するため、事業者が煙突の清掃等業務を労働者に行わせる場合は、煙突に使用されている断熱材等が石綿を含有しているかどうか建築物所有者又は業務発注者に確認するか若しくは自ら建築物の図面等によりに確認すること。その結果、石綿含有断熱材等が使用されている場合は、煙突の清掃等業務において、灰等について目視や石綿含有の分析によりこの断熱材等の破片等が含まれているかどうか確認すること。
- 2 1の確認の結果、石綿含有の断熱材等を取り扱う際には、石綿則に基づく呼吸用保護具の着用等石綿による健康障害を防止するため必要な措置を講じさせること。
- 3 石綿を含有する灰等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適切な処分を行うこと。